

「 大多喜ガス株式会社

茂原市茂原六六一

」に改める。

千葉県告示第三百九十五号

平成十七年千葉県告示第四百五十二号(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

表中千葉ガス株式会社の項を削る。

千葉県告示第三百九十六号

平成二十六年千葉県告示第四百八十八号(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

表中千葉ガス株式会社の項を削る。

千葉県告示第三百九十七号

昭和四十九年千葉県告示第六百八十三号(騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

指定地域の表の備考中「平成二十二年三月二十三日」を「平成二十八年七月一日」に改める。

千葉県告示第三百九十八号

昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号(騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

時間及び区域区分の表の備考の二の表の備考の一中「平成二十四年三月二日」を「平成二十八年七月一日」に改める。

千葉県告示第三百九十九号

昭和五十二年千葉県告示第七百七十七号(振動規制法に基づく特定工場等において発生

する振動について規制する地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

指定地域の表の備考中「平成二十三年三月十八日」を「平成二十八年七月一日」に改める。

千葉県告示第四百号

昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号(振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

時間区分及び区域区分の表の備考の二の表の備考中「平成二十四年三月二日」を「平成二十八年七月一日」に改める。

千葉県告示第四百一号

平成二十四年千葉県告示第七百七十五号(悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 規制地域の表の備考中「平成二十四年三月二十三日」を「平成二十八年七月一日」に改める。

千葉県告示第四百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、千葉市都川上流土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月二十二日付けで認可した。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第四百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、市原市市原西部土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月二十二日付けで認可した。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市上郷南和土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月二十二日付けで認可した。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市海原土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月二十二日付けで認可した。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第四百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月二十二日付けで認可した。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第四百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、梶山堰土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月二十二日付けで認可した。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第四百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、南房総市和田町小川土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月二十二日付けで認可した。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、平成二十八年七月一日から三週間、縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十四号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 変更の前後別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|------------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------|------------------------|
| 成田市北須賀 字中外埜一、 一六二番二地 先から一、一 六三番一地先 まで | 前 後 | 五二・九〇メートルから 五六・〇〇メートルまで 五二・九〇メートルから 六五・四〇メートルまで | 三五・二〇メートル 三五・二〇メートル |

千葉県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十八年七月一日から三週間、縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 神門八街線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 変更の前後別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|--------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------|------------------------------|
| 八街市八街字 一本榎ろ一四 二番三地先か ら字北富士見 ほ七四六番一 地先まで | 前 後 | 七・二六メートルから 一四・三一メートルまで 一〇・五九メートルから 一七・〇九メートルまで | 一、〇六〇・〇〇メートル 一、〇六〇・〇〇メートル |

千葉県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十八年七月一日から三週間、縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八千代印旛栄自転車道線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

| 区間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 摘要 |
|-------------------------------|--------------|-----------------------------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 印西市萩原干拓二一四番地先から長門屋字新下六六〇番地先まで | 前A + 後A B | 七・六〇メートルから七・八〇メートルまで 九・九〇メートルから一四・六〇メートルまで | 八九・四〇メートル 一一二・四〇メートル | A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |

千葉県告示第四百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、佐原都市計画区域及び小見川都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 変更に係る都市計画区域の名称 香取都市計画区域
- 二 変更に係る土地の区域 平成二十八年七月一日における香取市の全部の区域

千葉県告示第四百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、佐原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに小見川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称 香取都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域 香取都市計画区域の区域

千葉県告示第四百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、佐原都市計画道路及び小見川都市計画道路を次のとおり変更した。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称 香取都市計画道路三・三・一粉名口津宮線ほか十一路線
- 二 都市計画を定める土地の区域 変更なし

千葉県告示第四百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第七号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三(ロ)欄の五の項の規定により、香取都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの制限を定める区域並びにこれらの数値を定める。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第四百十六号

昭和五十三年千葉県告示第三百九十二号（建築基準法第六条第一項第四号及び第二十二條の規定による市町村の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 第二十二條第一項の規定により指定する建築物の屋根の構造を政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない区域の表香取市の一部の区域の項区域の欄中「一部」を削り、同項指定年月日の欄中「昭和五十五年四月一日」を「昭和五十五年四月一日」に改める。

平成二十八年七月一日

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第20号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>平成 28 年 7 月 1 日</p> | <p>なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> |
| <p>千葉県公安委員会委員長 岩 沼 静 枝</p> | <p>イ 受講申込書受付期間等 平成 28 年 8 月 8 日 (月曜日) から 12 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 5 時まで (祝日を除く。)</p> |
| <p>1 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務 (以下「1 号警備業務」という。) に係る講習</p> | <p>(2) 受講者決定通知 受講申込書の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込書を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> |
| <p>2 講習の期日及び時間 平成 28 年 9 月 29 日 (木曜日) から 10 月 7 日 (金曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで</p> | <p>(3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号) 別記様式第 1 号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込書を提出した警察署へ提出すること。</p> |
| <p>3 講習の場所 千葉県中央区新田町 4 番 25 号 パルサンプライト 2 階</p> | <p>イ 受講申込書受付期間等 平成 28 年 8 月 29 日 (月曜日) から 9 月 2 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 5 時まで ウ 添付書類 (ア) 4 (1) に該当する者 1 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書 (イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し (ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し (オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> |
| <p>4 受講対象者 (1) 最近 5 年間に 1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (1 号警備業務に係るものに限る。) に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者</p> | <p>(4) 受講手続料等 ア 受講手続料 47,000 円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手続料は、還付しない。</p> |
| <p>(3) 規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (1 号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事しているもの</p> | |
| <p>(4) 規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (1 号警備業務に係るものに限る。) に係る旧規則第 8 条の合格証 (以下「合格証」という。) の交付を受けている者</p> | |
| <p>(5) 旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (1 号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事しているもの</p> | |
| <p>5 受講定員 40 人</p> | |
| <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> | |
| <p>7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法</p> | |

8 講習に関する問い合わせ先
 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 043 (201) 0110 内線 3478

千葉県公安委員会告示第21号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。

平成28年7月1日

千葉県公安委員長 岩 沼 静 江

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第2号に規定する施設警備業務 1級
- 2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日
 平成28年10月13日（木曜日）午前9時から午後5時まで
- 3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所
 千葉市美浜区高洲三丁目8番5号 ヴェルシオーネ若潮
- 4 受検定員及び受検資格
 (1) 受検定員 30人
 (2) 受検資格
 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
 ア 規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る警備業法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 イ 千葉県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 5 受検申込手続等
 (1) 受検申込手続
 ア 申込方法
 受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。
 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

- イ 受検申込票受付期間等
 平成28年8月8日（月曜日）から12日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで（祝日を除く。）
- (2) 受検者決定通知
 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。
 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。
- (3) 検定申請手続等
 ア 検定申請手続
 受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。

- イ 検定申請受付期間等
 平成28年8月29日（月曜日）から9月2日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで
- ウ 添付書類
 (ア) 住所地を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面）
 (イ) 4 (2) アに該当する者は、合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面
 (ウ) 4 (2) イに該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
 (エ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

- (4) 検定手数料等
 ア 検定手数料 16,000円
 イ 納入方法
 千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。
 なお、既納の検定手数料は、還付しない。

6 問い合わせ先
 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 043 (201) 0110 内線 3476

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のと

おり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人郁文会

2 代表者の氏名 山田啓文

3 主たる事務所の所在地 木更津市文京二丁目六番三八号

三 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して農業等を通じて、障害者総合支援法に基づく障害者支援事業を行い、地域社会で安心して生活するための支援、並びに能力を開発し働く機会を拡充することにより、障害者の福祉の増進を図るとともに、ノーマライゼーション社会の実現を目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のと

おり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 NPO法人Familylist

2 代表者の氏名 小林照幸

3 主たる事務所の所在地 松戸市松戸新田一六七番地

三 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、理想の家族形成を支援する事業を通じて、夫婦円満な家庭の増加に努めることで、世界平和に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のと

おり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 認定NPO法人東葛市民後見人の会

2 代表者の氏名 星野征朗

3 主たる事務所の所在地 我孫子市湖北台六丁目五番二〇号

三 定款に記載された目的 この法人は、認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々及びご家族、関係機関や地域の市民に対して、市民による成年後見制度に関する事業を行い、地域の市民が互いに支え合う新しいネットワーク（後見の社会化）を地域に構築し地域の福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のと

おり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十八年六月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 NPO法人キッズパレット

2 代表者の氏名 向井幸子

3 主たる事務所の所在地 袖ヶ浦市坂戸市場一、三九二番地一

三 定款に記載された目的 この法人は、児童の放課後が豊かな生活の場となる学童保育、及び、自然体験や芸術・文化活動を行いながら、地域の中で子どもと大人が共に育ちあう場の構築に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十八年七月一日から十一月一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十八年七月一日から十一月一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめまち習志野台モール

船橋市習志野台八丁目一、九八三番地二六

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

オリックス株式会社 代表執行役 井上亮

東京都港区浜松町二丁目四番一号

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 変更前の大規模小売店舗の名称 船橋市習志野台8丁目商業施設</p> | <p>5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社イトヨーカ堂 代表取締役 戸井和久</p> |
| <p>4 変更後の大規模小売店舗の名称 ゆめまち習志野台モール</p> | <p>6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社イトヨーカ堂 代表取締役 亀井淳</p> |
| <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ロピア 代表取締役 高木勇輔ほか</p> | <p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社イトヨーカ堂 代表取締役 戸井和久ほか</p> |
| <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ロピア 代表取締役 高木勇輔ほか</p> | <p>8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社イトヨーカ堂 代表取締役 亀井淳ほか</p> |
| <p>7 変更年月日 平成二十八年四月二十二日</p> | <p>9 変更年月日 平成二十八年四月二十五日</p> |
| <p>二 届出年月日 平成二十八年六月十三日</p> | <p>(一) 大規模小売店舗の名称 平成二十八年四月二十五日</p> |
| <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課</p> | <p>(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 平成二十八年一月八日</p> |
| <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> | <p>(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 平成二十八年一月八日及び同年四月二十五日</p> |
| <p>その届出は、平成二十八年七月一日から十一月一日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十八年七月一日から十一月一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> | <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課</p> |
| <p>平成二十八年七月一日</p> | <p>土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、八街市六区土地改良区から次のとおり役員退任及び就任の届出があった。</p> |
| <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> | <p>平成二十八年七月一日</p> |
| <p>一 届出の概要</p> | <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> |
| <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 セブンパークアリオ柏</p> | <p>一 退任理事 八街市八街へ一九九番地一、〇七九</p> |
| <p>2 柏都市計画事業沼南中央土地区画整理事業商業街区五街区一画地ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社イトヨーカ堂 代表取締役 亀井淳</p> | <p>八街市八街へ一九九番地三〇</p> |
| <p>3 東京都千代田区二番町八番地八 変更前の大規模小売店舗の名称 (仮称) 柏沼南SC</p> | <p>木原二、五九三番地 八街へ一九九番地七二九</p> |
| <p>4 変更後の大規模小売店舗の名称</p> | <p>八街ほ一、〇四三番地 一、〇三八番地</p> |
| | <p>岩品 要助 内堀 義雄 加瀬 芳一 篠宮 博文 森川 博浩 櫻井 典雄</p> |

| | | | |
|---|----------------|---------------|-------|
| 四 | 就任監事 | 和田町黒岩一八番地 | 黒川 和則 |
| 四 | 南房総市和田町小川六〇四番地 | 長谷川 清司 | |
| | 七三番地 | 北見 修 | |
| | | 小泉 義宣 | |
| 一 | 退任理事 | 南房総市和田町柴二二七番地 | 黒川 和則 |
| | | 二〇八番地 | 伊藤 孝 |
| | | 二〇九番地 | 吉田 恵 |
| | | 五二二番地 | 葛田 充利 |
| | | 五三一番地 | 松本 耕平 |
| | | 二四六番地 | 野中 恒徳 |
| | | 四八八番地 | 杉本 信行 |
| | | 一九五番地 | 野中 伸之 |
| | | 一八九番地 | 正木 昭弘 |
| | | 一八〇番地三五 | 吉田 慶子 |
| 二 | 退任監事 | 南房総市和田町柴五二八番地 | 杉本 重徳 |
| | | 五一三番地 | 鎌田 光二 |
| 三 | 就任理事 | 南房総市和田町柴二八八番地 | 釘持 隆信 |
| | | 二二九番地 | 釘持 博 |
| | | 五〇六番地三 | 間宮 満智 |
| | | 四九五番地 | 野山 智 |
| | | 五三四番地一 | 座間 信嘉 |
| | | 二〇七番地一 | 長谷川 洋 |
| | | 二一六番地 | 山口 一男 |
| | | 二三〇番地一 | 山口 智雅 |
| | | 一九七番地 | 片岡 教行 |
| | | 二二〇番地 | 安田 實 |

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、安房郡和田町柴土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任の届出があった。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

| | | | |
|---|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 四 | 就任監事 | 南房総市和田町柴二二七番地 | 釘持 雅夫 |
| | | 二〇九番地 | 釘持 裕 |
| 一 | 土地改良区役員の退任及び就任 | 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、袖ヶ浦市横田土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任の届出があった。 <p>平成二十八年七月一日</p> | 千葉県知事 鈴木 栄治 |
| 一 | 退任監事 | 袖ヶ浦市横田二、五六八番地 | 伊藤 孝 |
| | | 二、九三七番地 | 吉田 恵 |
| 二 | 就任監事 | 袖ヶ浦市横田三、九七八番地 | 葛田 充利 |
| | | 一、一三一番地 | 松本 耕平 |
| 一 | 公共測量の実施 | 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 <p>平成二十八年七月一日</p> | 千葉県知事 鈴木 栄治 |
| 一 | 測量計画機関 | 市川市 | |
| 二 | 作業種類 | 公共測量(座標補正及び修正測量 レベル二千五百) | |
| 三 | 作業期間 | 平成二十八年六月六日から平成二十九年三月二十四日まで | |
| 四 | 作業地域 | 市川市全域 | |
| 一 | 公共測量の実施 | 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 <p>平成二十八年七月一日</p> | 千葉県知事 鈴木 栄治 |
| 一 | 測量計画機関 | 船橋市 | |
| 二 | 作業種類 | 公共測量(地形図修正 レベル二千五百) | |
| 三 | 作業期間 | 平成二十八年六月一日から平成二十九年三月三十一日まで | |
| 四 | 作業地域 | 船橋市全域 | |

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 香取郡多古町
- 二 作業種類 公共測量(地形図修正及び航空写真測量)
- 三 作業期間 平成二十八年六月一日から平成二十九年三月二十日まで
- 四 作業地域 香取郡多古町出沼、大門、大高、高津原、次浦、西古内、西古内大門入会、東松崎、南玉造、本三倉及び本三倉谷三倉入会

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十八年五月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 千葉県君津土木事務所
- 二 作業種類 公共測量(数値図化 レベル二千五百)
- 三 作業期間 平成二十七年十一月九日から平成二十八年五月三十一日まで
- 四 作業地域 君津市人見、人見一丁目、上湯江、郡、小香、小山野、大山野、山高原、作木、馬登、尾車、草牛、清和市場、西栗倉、東栗倉、植畑、平田、大坂、大戸見、広岡、大戸見旧名殿、加名盛、大中、柳城、東日笠、西日笠、大岩、辻森、正木、笹、高水、坂畑、豊田旧野中、草川原、折木沢、黄和田畑、蔵玉、釜生、滝原、豊英、怒田沢、旅名、奥米、宿原及び香木原並びに富津市金谷、萩生、下飯野、上飯野、相野谷、西大和田、障子谷、一色、絹、岩瀬、中、八田沼、小久保、上、亀沢、宝竜寺、桜井、亀田、八幡、笹毛、鶴岡、花香谷、佐貫、湊、海良、竹岡、加藤、岩坂、寺尾、田倉、恩田、東大和田、関尻、上後、高溝、宇藤原、売津、相川、花輪、不入斗、横山、田原、梨沢、関、大川崎、大田和、豊岡、岩本、志駒、御代原及び山中

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の關係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第四百十三号に係る香取都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の關係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十八年七月一日

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の關係図書の縦覧

平成二十八年七月一日香取市の変更に係る香取都市計画用途地域の關係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画準防火地域の關係図書の縦覧

平成二十八年七月一日香取市の変更に係る香取都市計画準防火地域の關係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画伝統的建造物保存地区の關係図書の縦覧

平成二十八年七月一日香取市の変更に係る香取都市計画伝統的建造物保存地区の關係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の關係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第四百十四号に係る香取都市計画道路の關係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の關係図書の縦覧

平成二十八年七月一日香取市の変更に係る香取都市計画道路の關係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第

二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画汚物処理場の関係図書の縦覧

平成二十八年七月一日香取市の変更に係る香取都市計画汚物処理場の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画ごみ焼却場の関係図書の縦覧

平成二十八年七月一日香取市の変更に係る香取都市計画ごみ焼却場の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画火葬場の関係図書の縦覧

平成二十八年七月一日香取市の変更に係る香取都市計画火葬場の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

抽選（保留地の処分）の実施

千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に關する規則（平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。）第三条の規定により、次のとおり抽選により保留地を処分する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 処分する保留地

所 在

面 積

処分単価

予 定 価 格

| | | | |
|-------------------------------------------------|---------|----------|-------------|
| 流山市（流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内一―四街区一―三画地） | 二五三・九〇㎡ | 一五一、〇〇〇円 | 三八、三三八、九〇〇円 |
|-------------------------------------------------|---------|----------|-------------|

| | | | |
|-----------------------------------------------|---------|----------|-------------|
| 流山市（流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内九街区二―二画地） | 二二九・八八㎡ | 一五七、五〇〇円 | 二〇、四五六、一〇〇円 |
|-----------------------------------------------|---------|----------|-------------|

| | | | |
|------------------------------------------------|---------|----------|-------------|
| 流山市（流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内一〇街区二―一画地） | 一五八・八三㎡ | 一四八、五〇〇円 | 二三、五八六、二五五円 |
|------------------------------------------------|---------|----------|-------------|

| | | | |
|------------------------------------------------|---------|----------|-------------|
| 流山市（流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内一一街区三―一画地） | 二二六・三五㎡ | 一五五、〇〇〇円 | 三三、五三四、二五〇円 |
|------------------------------------------------|---------|----------|-------------|

二 抽選に参加する者に必要な資格

- 規則第十七条第一号から第三号までに該当しない者であること。
 - 知事の定める建設指針及び条件並びに関係法令等に適合して住宅等を建設することができる者であること。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員でないこと。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問い合わせ先
流山市南流山一丁目一三番地 千葉県流山区画整理事務所 電話〇四（七一五〇）四
五〇一

四 抽選の参加の申込期間、受付場所及び申込方法

1 申込期間 平成二十八年七月二十五日(月曜日)から八月五日(金曜日)まで(千葉県県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第一号)第一条に規定する県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで

2 受付場所 流山市南流山一丁目一三番地 千葉県流山区画整理事務所

3 申込方法 分譲案内書による所定の書類を持参して行うものとする。

五 抽選の日時及び場所等

1 抽選の日時 平成二十八年八月二十一日(日曜日)午後一時三十分

2 抽選の場所 千葉県流山区画整理事務所三階会議室

3 抽選参加上の注意 この抽選に参加を希望する者は、四による抽選の申込みを行い、抽選に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、抽選に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この抽選に参加することができない。

六 保留地の処分相手方及び補欠者の決定に関する事項

抽選により、保留地の処分相手方及び順位を定めて二名以内の補欠者を定め、その旨を通知する。なお、抽選に付し保留地の処分の相手方が決定しないときは、随意契約によることとする。

七 その他

1 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。

2 その他 詳細は、分譲案内書による。

都市計画風致地区の関係図書の縦覧

平成二十八年七月一日香取市の変更に係る香取都市計画風致地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画公園の関係図書の縦覧

平成二十八年七月一日香取市の変更に係る香取都市計画公園の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

都市計画緑地の関係図書の縦覧
平成二十八年七月一日香取市の変更に係る香取都市計画緑地の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画下水道の関係図書の縦覧

平成二十八年七月一日香取市の変更に係る香取都市計画下水道香取市第一号公共下水道の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局下水道課において縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画下水道の関係図書の縦覧

平成二十八年七月一日香取市の変更に係る香取都市計画下水道香取市第二号公共下水道の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局下水道課において縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

人事委員会公告

平成二十八年度千葉県警察官採用試験(県内第二回)の実施
職員の採用試験に関する規則(昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号)第六条の規定により、平成二十八年度千葉県警察官採用試験を次のとおり実施する。

平成二十八年七月一日

千葉県人事委員会委員長 川野辺 二郎

試験職種及び採用予定人員

| | |
|----------|--------|
| 試験職種 | 採用予定人員 |
| 警察官A(男性) | 三三名程度 |
| 警察官A(女性) | 一〇名程度 |

| | |
|------------|--------|
| 警察官 B (男性) | 二二〇名程度 |
| 警察官 B (女性) | 二〇名程度 |

二 職務の内容

警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号) 第二条第一項に規定する任務に従事する警察官としての職務

三 給与

この試験に合格し、大学又は高等学校を卒業した後直ちに採用された者には、職員の給与に関する条例 (昭和二十七年千葉県条例第五十号) 等の規定により、原則として次の給料及び諸手当が支給される予定である。また、勤務に必要な被服が貸与される。

| 試験 職種 | 適用給料表 | 職務の級 | 号 給 |
|-------------------------|--------|------|------|
| 警察官 A (男性) 及び警察官 A (女性) | 公安職給料表 | 一 級 | 二九号給 |
| 警察官 B (男性) 及び警察官 B (女性) | " | " | 一三号給 |

備考 警察官 A (男性) 及び警察官 A (女性) については大学卒業、警察官 B (男性) 及び警察官 B (女性) については高等学校卒業の場合を示してある。

四 受験資格

| 試験職種 | 学 歴 | 年 齢・性 別 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 警察官 A (男性) | 一 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) に規定する大学を卒業した者又は平成二十九年三月末日までに卒業見込みの者 二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者 | 昭和五十八年四月二日以後に生まれた男性 |
| 警察官 A (女性) | 一 学校教育法に規定する大学を卒業した者又は平成二十九年三月末日までに卒業見込みの者 二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者 | 昭和五十八年四月二日以後に生まれた女性 |
| 警察官 B (男性) | 二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者 | 昭和六十一年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた男性 |
| 警察官 B (女性) | 警察官 A (女性) の学歴に該当しない者 | 昭和六十一年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた女性 |

五 試験の方法

日本の国籍を有しない者及び地方公務員法 (昭和二十五年法律第百六十一号) 第十六条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

試験は第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法は次のとおりとする。ただし、第二次試験は、第一次試験の合格者でなければ受験することができない。

1 第一次試験

| 試験の方法 | 内 容 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教養試験 | 警察官として必要な一般的な知識及び技能につき、警察官 A (男性) 及び警察官 A (女性) については大学卒業の程度で、警察官 B (男性) 及び警察官 B (女性) については高等学校卒業の程度で、それぞれ択一式による筆記試験を行う。 |
| 体格・体力検査 | 警察官 A (男性) 及び警察官 B (男性) については、職務遂行に必要な体力について、腕立て伏せ、反復横跳び及び垂直跳びの検査を行う。 なお、その基準は、別表のとおりとする。 |
| 資格技能審査 | 語学 (英語・中国語・韓国語)、情報処理、財務及び柔剣道について、一定以上の資格又は技能の有無の審査を行う。 なお、一定以上の資格又は技能を有する受験者に対しては、加點を行う。 |
| 論文 (作文) 試験 | 警察官 A (男性) 及び警察官 A (女性) については、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力について記述式による筆記試験 (論文試験) を、警察官 B (男性) 及び警察官 B (女性) については、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述式による筆記試験 (作文試験) を行う。 |

2 第二次試験

| 試験の方法 | 内 容 |
|---------|--------------------------------------------------|
| 口述試験 | 人柄、性向等について個別面接による試験を行う。 |
| 適性検査 | 素質及び性格について質問紙法及び作業検査法による検査を行う。 |
| 体格・体力検査 | 職務遂行に必要な体格及び体力について、検査を行う。 なお、その基準は、別表のとおりとする。 |
| 身体検査 | 健康状態について医学的検査及びこれに付随するその他の検査を行う。 |

3 受験資格等の調査

受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等について調査を行う。

六 試験の期日及び場所

1 第一次試験

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 期 日 | 平成二十八年九月十八日(日曜日) |
| 試 験 場 | 日本大学生産工学部津田沼キャンパス (習志野市泉町一丁目二番一号) 千葉県立長狭高等学校 (鴨川市横渚一〇〇番地) |

受験申込みの状況等により、この試験場以外の千葉県内の会場を試験場とすることがある。

備考 試験場は、千葉県警察本部が指定する。

2 第二次試験

平成二十八年十月中旬から下旬までに行う。

なお、第二次試験の期日及び場所等の詳細については、第一次試験合格者に書面により通知する。

合格者の決定及び発表

七 合格者の決定及び発表

1 第一次試験合格者

第一次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、平成二十八年十月三日(月曜日)(予定)に千葉県庁及び千葉県警察本部の掲示板にその受験番号を発表する。

なお、合格者には書面により通知する。

2 最終合格者

第二次試験の結果に基づき試験職種ごとに最終合格者を決定し、平成二十八年十二月中旬に千葉県庁及び千葉県警察本部の掲示板にその受験番号を発表する。

なお、合否の結果について書面により本人に通知する。

八 採用候補者名簿の作成及び採用方法

1 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登載する。

なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。

2 採用者は、千葉県警察本部長に提示する採用候補者名簿に登載された者のうちから決定される。

なお、採用は、平成二十九年四月一日以降の予定である。

九 受験手続

1 受験申込用紙の請求先及び受験申込書の提出先

千葉県警察本部警務部警務課(千葉市中央区長洲一丁目九番一号)並びに千葉県内の各警察署、交番及び駐在所

2 受付期間

購読料 月ぎめ 一部一箇月一、二〇〇円(送料を含む。)

本号 一部 三二円

十 その他

平成二十八年七月一日(金曜日)から八月十二日(金曜日)までとする。ただし、郵送の場合は同日までの消印のあるもの、インターネットによる申込みの場合は同日午後五時までに受信したものに限り受け付ける。

1 受験申込用紙の請求、受験の問い合わせ等を郵便によって行う場合には、宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

2 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので参照すること。

別表

| 検査項目 | 基 準 | |
|-----------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| | 警察官A(男性)及び警察官B(男性) | 警察官A(女性)及び警察官B(女性) |
| 身長 | おおむね一六〇センチメートル以上であること。 | おおむね一五〇センチメートル以上であること。 |
| 胸 囲 | 警察官A(男性)及び警察官B(男性) | 警察官A(女性)及び警察官B(女性) |
| 体 重 | 警察官A(男性)及び警察官B(男性) | 警察官A(女性)及び警察官B(女性) |
| 視 力 | 両眼とも裸眼視力が〇・六以上であること又は両眼とも矯正視力が一・〇以上であること。 | 両眼とも裸眼視力が〇・六以上であること又は両眼とも矯正視力が一・〇以上であること。 |
| 色 覚 | 職務遂行上支障がないこと。 | 職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。 |
| 関節及び五指の運動 | 職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。 | 職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。 |
| 腕立て伏せ | 職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。 | 職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。 |
| 反復横跳び | 職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。 | 職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。 |
| 垂直跳び | 職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。 | 職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。 |
| 握 力 | 職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。 | 職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。 |

備考 警察官A(女性)及び警察官B(女性)については、体格・体力検査の全検査項目を第二次試験において実施する。

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

定期購読申し込み先

〇四三(二二三) 二一五二

一部売り申し込み先

〇四三(二二三) 二六五八